

# 募集要項

2022 年度  
中小企業・SDGs ビジネス支援事業  
＜ビジネス化支援型＞

ニーズ確認調査  
ビジネス化実証事業

2022年9月15日

独立行政法人 国際協力機構

# 目次

<b>第1事業の目的・概要</b> .....	1
1. 事業の目的・概要.....	1
2. 本支援事業対象国.....	4
<b>第2選考の流れ</b> .....	7
1. 全体スケジュール.....	7
2. 事前登録(必須).....	8
3. 信用調査.....	8
4. 本登録、応募書類の提出.....	9
5. 審査、及びヒアリング(必要に応じ実施).....	9
6. 審査結果(採択・不採択)の通知.....	10
7. 採択案件の公表.....	10
8. 質問受付、お問い合わせ等.....	10
<b>第3 募集内容</b> .....	12
1. 応募資格要件.....	12
2. 本支援事業の対象外となる応募.....	16
3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件.....	18
4. 事業期間並びに JICA から提供できる助言及び調査支援に関する条件等.....	19
5. 応募勧奨分野・課題.....	20
6. 応募書類.....	22
7. JICA コンサルタントとの利益相反に係る申告.....	24
<b>第4 経費について</b> .....	25
1. 支援対象経費について.....	25
2. 調査支援金額の内訳について.....	25
3. 経費処理の基本的な流れ.....	26
<b>第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項</b> .....	27
1. 契約締結.....	27
2. 関係者の役割.....	27
3. 採択後の提案内容の変更について.....	34
4. 採択取消し、契約解除.....	34
5. 成果品を含む事業により収集された情報の取り扱い.....	36
6. 調査対象国関係機関との協議議事録の取り交わし.....	37
7. 新型コロナウイルス感染症流行下における渡航.....	37
8. 安全対策.....	38
9. 不正行為の防止.....	38
10. 財務諸表及び納税証明書.....	40

11. 調査終了時のビジネスプラン発表.....	40
12. JICA コンサルタントに対する評価.....	40
13. 採択企業の活動評価.....	40
14. 秘密の保持.....	40
15. 個人情報保護.....	41
16. その他.....	42

#### ・別添資料

1. 本支援事業対象国における事業実施に係る留意事項
2. 審査基準
3. 調査支援対象費目
4. 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の実施に関する契約書（サンプル）（契約約款及び付属書「仕様書」含む）
5. FAQ（よくあるご質問と回答）
6. グローバル・アジェンダにおける民間連携重点事項
7. 本支援事業実施中の留意事項
8. 契約時誓約書（サンプル）

#### ・別添様式

様式 1. 同意書

様式 2. 企画書

別紙 1 ベンチャーキャピタル資本調達実績

別紙 2 JICA 民連採択実績

別紙 3 公的機関支援状況

別紙 4 販売実績

別紙 5 調査実施体制

別紙 6 海外業務経験（法人）

別紙 7 海外業務経験（個人）

別紙 8 調査経費概算内訳書

別紙 9 コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制

別紙 10 利益相反チェックリスト

別紙 11 環境社会配慮スクリーニング様式（ビジネス化実証事業のみ）

様式 3. 金融機関確認書

#### ・参考資料

法人区分選択チャート

# 第1 事業の目的・概要

## 1. 事業の目的・概要

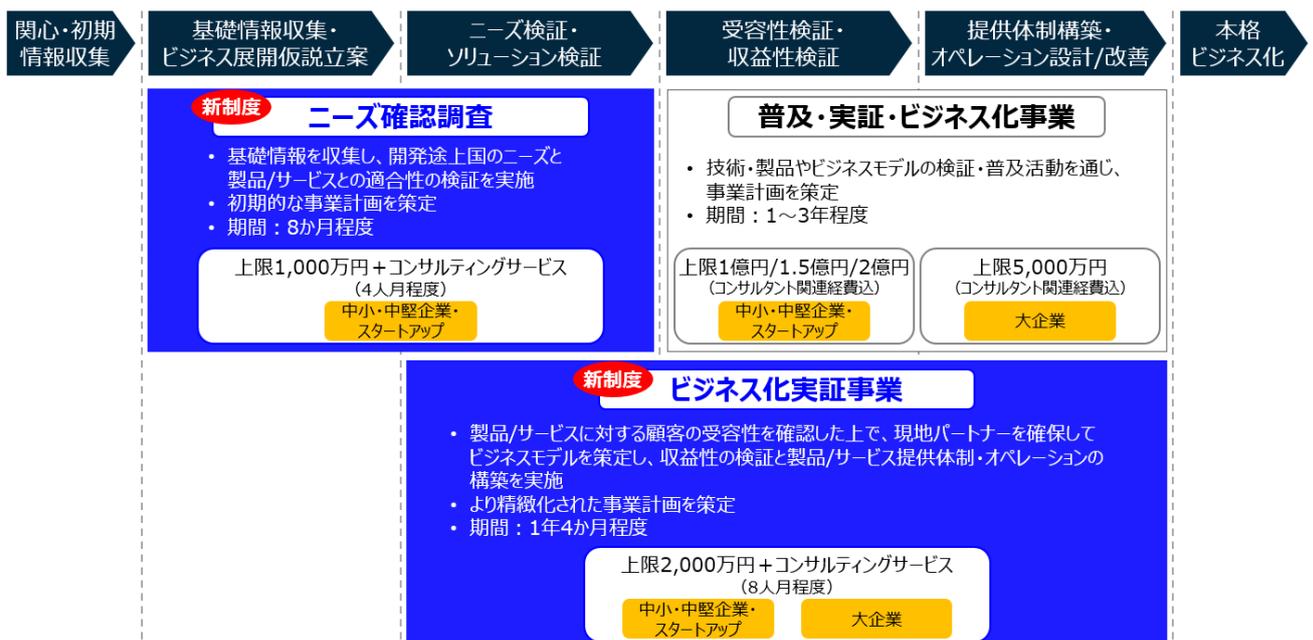
### (1) 事業の目的

「中小企業・SDGs ビジネス支援事業<ビジネス化支援型>」（以下事業全体を称するものとして「本支援事業」といいます。）は、開発途上国の課題の解決（開発インパクトへの貢献）による SDGs 達成と、本邦民間企業等（以下「提案法人」といいます。）による海外展開を両立するビジネスの実現に向けた調査を行い、もって ODA（政府開発援助）を通じた二国間関係の強化や経済関係の一層の推進に資することを目的とします。

JICA は、開発途上国の開発課題とニーズを理解し、その解決に資する民間企業等の製品/サービス・技術・ノウハウのニーズ確認や実証活動を通じたビジネスモデルを開発途上国で検証することで海外ビジネスを構築する提案法人の取組を支援します。また、開発途上国にインパクトを生み出すビジネスの実現に向けて、JICA が持つ各種リソースを提案法人と共有し、多様なステークホルダーとの連携を促進することで提案法人の価値共創パートナーとなることを目指します。加えて、提案法人の海外展開に伴う、国内経済・地域活性化の促進も期待されます。

### (2) 制度の構成と位置づけ

JICA は、海外へのビジネス展開にむけた必要な検討プロセス毎に、様々な支援を提供しています。本支援事業では、海外へのビジネス展開にあたっての情報収集段階からビジネス化にむけた必要な検討プロセス毎に、「ニーズ確認調査」及び「ビジネス化実証事業」を通じた調査及び実証機会を提供します。詳しい応募資格要件は、「第3 募集内容 1.応募資格要件」を参照ください。



### (3) 各事業の目的と目指す姿

事業区分	目的	目指す姿（※）
ニーズ確認調査	提案法人が開発途上国のビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品/サービスとの適合性の検証を実施した上で、初期的な事業計画を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品/サービスについて、ニーズと製品/サービスの適合性（価格帯を含む）が確認される。</li> <li>ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書きが可視化されることで、提案法人の経営戦略・ビジョンや当該事業の意義・位置付けが明確化される。</li> </ul>
ビジネス化実証事業	提案法人が開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向けて、製品/サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、製品/サービスの提供体制構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期顧客の獲得、製品/サービス提供体制の基礎構築ができ、収益を確保できる見込みが立つ。</li> <li>ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書きが可視化されることで、提案法人の経営戦略・ビジョンや当該事業の意義・位置付けが明確化される。</li> </ul>

※調査結果の一部は公開され、公の知見として共有されます。

### (4) 実施体制と契約形態

JICA は、JICA が配置するコンサルタント（以下「JICA コンサルタント」といいます。）とともに、質の高いビジネスアドバイザー（コンサルティングサービス）提供とビジネスを通じた課題解決の筋書き（ロジックモデル）策定支援を行います。

なお、本支援事業は、提案法人の自社事業に対する助成金事業や補助金事業ではありません。

よって、本支援事業では、JICA に採択された提案法人（以下「採択企業」といいます。）は、JICA と採択企業が締結する契約書に定めるところに従い、JICA へ事業終了時に、成果品（「事業計画書（ビジネスプラン）」及び「ビジネスを通じた課題解決の筋書き（ロジックモデル）」）を提出し、JICA は、採択企業に対して、航空券や現地傭人等の調査に必要なリソースの現物での提供及び JICA コンサルタントによる助言の提供による支援を行います。



分野別 JICA コンサルタント一覧

分野名	JICA コンサルタント			
	構成	代表者企業	構成員企業	補強人材の所属企業 構成員企業名
1. ガバナンス・ 平和構築		有限責任監査法人トーマツ	無し	株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング
2. 人間開発		アイ・シー・ネット株式会社	無し	アイ・シー・ネット・アジア株式会社
3. 経済開発		有限責任あずさ監査法人	株式会社かいはつマネジメント・コンサルティング、NTC インターナショナル株式会社	株式会社 Kasai & Company
4. 社会基盤		デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社	デロイト トーマツベンチャーサポート株式会社	株式会社日本開発政策研究所
5. 地球環境		株式会社ドリームインキュベータ	日本工営株式会社	無し

## 2. 本支援事業対象国

本支援事業の対象国は、JICA の在外拠点（在外事務所及び支所）が設置されている ODA 対象国を中心に、以下（6 ページ記載）の国とすることを原則とします。JICA の在外拠点が設置されておらず 6 ページに含まれていない国を対象国として応募される場合には、提案法人が現地における JICA の支援を受けなくても事業を実施できる体制であることが求められます。また、1 か国を選定して提案ください（ニーズ確認調査に限り、調査

の必要性から、やむを得ず複数国にまたがる場合は、複数国の提案を認めます。ただし、その場合であっても初回渡航前の基礎情報収集段階までに対象国を1か国に定めていただくことになります。

なお、対象国であっても、応募時点で外務省海外安全情報（危険情報）

(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) において「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」「レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」と指定されている国又は地域や、JICA 安全対策措置（以下の【重要】を参照）にて「渡航禁止」とされている国又は地域は、JICA の安全管理上、本支援事業の対象外となります。その他、以下の【重要】に記載している注意事項にもご留意ください。

また、外務省の上記リンク先 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) に掲載されている「感染症危険情報」の感染症危険レベルについては、応募時点で対象国がレベル3以上であっても応募可能とします。

#### 【重要】

JICAは事業を実施している国ごとに安全対策のルールとして「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」を定めています。

上記の外務省海外安全情報が「レベル1：十分注意してください」や「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」に指定されている国や地域であっても、JICAの安全対策措置に照らし、事業実施可能場所や実施手段等に様々な制約のある場合があります。応募に際しては、必ず当該国のJICA安全対策措置をご確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いいたします。

なお、応募受付後又は採択後であっても、対象国・地域の急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、不採択あるいは事業実施不可となる場合もありますので、予めご了承ください。

ご不明な点は事前にご照会ください。

#### JICA 国別安全対策情報ウェブサイト

「JICA 国別安全対策情報一覧」ページの「感染症対策措置」にて JICA 渡航再開国の確認が可能です。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

※「国別安全対策措置」の入手方法

上記の JICA の国別安全対策情報ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、ダウンロードしてご覧いただくか、事前登録後、ID 及びパスワードをお知らせします。

## アジア地域

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

## 大洋州地域

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

## 中南米地域

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

## アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

## 中東地域

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ、ヨルダン

※ エジプト、チュニジア、モロッコは、外務省海外安全情報ではアフリカ地域に分類されている点にご注意ください。

## 欧州地域

セルビア、トルコ

※ イラン、インド、インドネシア、エクアドル、エチオピア、ガボン、カンボジア、キューバ、ザンビア、スリランカ、タイ、ドミニカ共和国、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、ブラジル、ベトナム、ベナン、ボリビア、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコの23か国については、事業実施上の留意事項があります。別添資料1. 「調査対象国における事業実施に係る留意事項」を参照ください。

※ 以下の国は、本支援事業の対象外とします。

中華人民共和国：2018年度をもって新規のODA採択を終了したため。

アフガニスタン、イエメン、イラク、シリア、スーダン、ハイチ、ブルキナファソ、ベネズエラ、南スーダン：安全管理上等の理由のため。

## 第2 選考の流れ

### 1. 全体スケジュール

以下の手順により、本支援事業の契約交渉相手先となる採択企業を決定します。

募集選考のスケジュールは、下図のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症拡大等の状況や審査状況、事業区分等により多少前後することがありますので、ご了承ください。

公示：2022年9月15日（木）

#### 募集要項説明会

今次募集要項に関する説明会を2022年9月26日（月）に実施します。

詳細はJICAの民間連携事業ウェブサイトをご確認ください。

URL：[民間連携事業 \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

#### 必須 事前登録

2022年9月30日（金）正午締切（厳守）

事前登録がされていないと応募はできません。共同企業体（第33.(1)参照）での応募の場合は全構成員（代表法人を含む全法人）の登録が必須です。またビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化実証事業との併願の際は、それぞれ事前登録が必要となります。

信用調査 2022年10月上旬～2022年11月上旬予定

#### 必須 本登録、応募書類提出※応募書類は全て電子データにて提出ください。

2022年10月31日（月）正午締切（厳守）

ヒアリング（必要に応じて実施 ※来訪、オンライン又は電話等）

2022年12月中旬～2023年1月上旬予定

審査結果通知・公表（※1） 2023年2月下旬

採択企業説明会（予定） 2023年3月1日（水）

事業内容の協議、契約締結（2023年3月以降）（※2）

事業開始（2023年4月以降）

※1：環境影響が大きいと判断された場合は、環境社会配慮部分の審査を採択後～契約締結まで延長して行う場合があります。

※2：採択企業は、企画書に記載の提案内容を基に、JICA コンサルタント及び JICA と事業内容の協議を開始します。採択企業は、JICA と対象経費の授受が発生しない契約を締結します。

## 2. 事前登録（必須）

応募を検討する提案法人（共同企業体の場合は全構成員）は、応募（本登録）に先立ち、専用ウェブサイトでの事前登録が必要です。事前登録がない場合は、いかなる場合も応募（本登録）できません。事前登録は 2022 年 9 月 30 日（金）正午を締切としますので、早目の登録をお奨めします。

※事前登録後に応募しないことは可能ですので、応募（本登録）する可能性がある場合は、事前登録いただくことをお奨めします（事前登録を忘れて応募できない事例が毎回発生していますのでご注意ください）。

※共同企業体の場合は、全構成員の同意を得た上で事前登録してください。事前登録締切以降は、事前登録で登録されている構成員の範囲でのみ応募（本登録）することが可能です。そのため、当該構成員の除外はできますが、その変更や代替は認められず、また事前登録で登録していない構成員の追加も認められないことにご留意ください。

※JICA の普及・実証・ビジネス化事業と併願される際は、それぞれのスキームにて事前登録を行った上で、応募（本登録）する必要がありますので、ご留意ください。

事前登録方法、登録内容：

応募 ID 発行画面（<https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-lhqalf-f95bff25ff49676303c2a385f9d9dad9>）にて応募 ID を取得のうえ、専用ウェブサイト（<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/p/mbme4rckhs8mapbog6/DEohh0/login.html>）にてログインし、提案法人（共同企業体の場合は、全構成員）の本店所在地及び本支援事業を実施する営業所の住所、登記上の名称等法人情報、ご担当者の連絡先を登録ください。

## 3. 信用調査

基礎的な信用力等の確認のため、事前登録いただいた全法人（共同企業体の場合は全構成員）を対象として、信用調査会社等に委託して財務情報の確認と聞き取り等による信用調査を実施しますのでご協力をお願いします（2022 年 10 月上旬～2022 年 11 月上旬予定）。信用調査会社へのご回答の際は、外部への情報公開の可否についてお伝えください。当該信用調査で第三者への情報公開を不可と回答されて得られた情報等は、適切に管理し取り扱います。

この信用調査の結果は、下記 5. の審査において評価要素とします。信用調査の依頼にご協力いただけない場合は、その他入手可能な範囲の情報に基づき評価しますが、ご協力いただけないことを下記 5. の審査において評価要素とします。

事前登録したものの応募しないことを意思決定された法人に対し信用調査会社から連絡があった場合は、ご回答いただく必要はありませんので、応募しないことを意思決定された旨お伝えください。

## 4. 本登録、応募書類の提出

### (1) 本登録及び応募書類の提出方法

事前登録と同様に、専用ウェブサイトにてログイン後、必要項目を登録・入力し、応募書類の電子データを格納ください。応募書類の郵送や電子メールでの送付、持参による提出は受け付けません。

専用ウェブサイト

(<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/p/mbme4rckhs8mapbog6/DEohh0/login.html>)にてログイン後、必要項目を登録・入力し、応募書類の電子データを格納ください。応募書類の郵送や電子メールでの送付、持参による提出は受け付けません。

提出締切日時

2022年10月31日（月）正午

応募書類に不備があった場合でも、提出締切後は書類の差替等はできません。

### (2) 応募書類

応募書類の作成基準日は、明示された場合を除き、本件公示日（2022年9月15日）時点です。なお、応募書類は、対象事業及び区分によって異なります。詳細は「第3 6.応募書類」をご参照ください。

### (3) 応募後の辞退

応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、提案法人（共同企業体の場合は代表法人）の代表者名で、辞退する旨を記載した書面（様式自由）を、電子メールに添付して、登録したご担当者の連絡先から JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 ([sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)) に宛てて送付ください。

## 5. 審査、及びヒアリング（必要に応じ実施）

応募書類は、審査基準（別添資料 2.）に基づいて審査されます。2022年12月中旬～2023年1月上旬頃を目途に、必要に応じて来訪、オンライン（Microsoft Teams）又は電話等でヒアリングを実施します。ヒアリングの際に追加で資料の提出を求める場合があります。当該ヒアリングの結果及び提出された資料は、提出締切日時までに提出された応募書類の一部とみなされます。ヒアリングの対象となる提案法人には別途ご連絡します。

## 6. 審査結果（採択・不採択）の通知

審査結果（採択・不採択）は、適正な応募書類を提出した全提案法人（共同企業体を結成する場合は代表法人）の代表者に対し、2023年2月下旬を目途に、書面にて通知します。採択・不採択はJICAがその単独の裁量により最終的な決定を行うものであり、JICAは当該決定の理由を示すことはありません。本募集要項の内容に反するとJICAが判断した事項（提案法人内部の手続を経ないで本支援事業に応募したことを含みます。）やJICAの審査結果の決定に対して、提案法人が異議や苦情を述べたり再考を求めたりする手続はありません。JICA及びJICAコンサルタントは、審査結果の決定に関連して、提案法人に生じた損害には一切の責任を負いません。なお、採択となった場合でも、JICAとの本調査（以下、採択企業が個別に実施する本支援事業を「本調査」といいます。）に係る契約の締結を保証するものではありませんので、ご留意ください。また、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業への併願の場合、いずれか一方での採択となります。

2023年3月31日（金）までに審査結果が通知されない場合は、中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口（メール：[sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)）までお問い合わせください。

不採択となり次回応募に向けたコンサルテーションを希望される場合は、最寄りのJICA（本部、国内機関）までご連絡ください。なお、その場合も、不採択となった理由についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

## 7. 採択案件の公表

「採択」と通知した提案については、案件名、対象国、対象分野、提案法人名（共同企業体の場合は全構成員名）、法人番号、法人の本店所在地をJICAウェブサイト上に公表するとともに、メディア等に対する積極的な情報発信を予定しています。

なお、後述する地域金融機関連携案件として採択された場合は、採択時に該当金融機関名をウェブサイト等にて公開しますので、予めご了承ください。

また、JICAと採択企業による契約締結後には、契約に係る情報（契約先名等）を公表します。採択企業の商号、所在地（本店及び本調査を実施する営業所）、担当者その他重要事項について変更があった場合には、速やかにJICAに通知してください。

## 8. 質問受付、お問い合わせ等

- (1) よくあるご質問と回答を、別添資料 5.「FAQ（よくあるご質問と回答）」にまとめていますのでご参照ください。
- (2) 本募集要項について質問がある場合は、以下の質問フォームよりお問い合わせください。ただし、審査結果通知までは、個別の提案内容に関する質問及び相談には対応しかねます。

質問受付期間：公示日から2022年9月30日（金）正午まで

質問フォーム：<https://minkanrenkei.jica.go.jp/regist/is?SMPFORM=mbme-lhpjse-7cd9bccd720149e520b6e8a4ef453b55>

- (3) 上記(2)の質問及びその質問に対する回答は、2022年10月14日（金）までに、質問者名は特定せず JICA のウェブサイトにて公開します。

([https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/announce/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/announce/index.html))

本支援事業に応募を希望する場合は、自らの質問提出の有無にかかわらず、当該回答の有無及び内容を必ずご確認ください。

- (4) 企画書提出後に応募を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を電子メールに添付して、JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口（[sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)）まで送付ください。

## 第3 募集内容

### 1. 応募資格要件

本支援事業の応募希望者（共同企業体の各構成員を含む）は、個別に期限を設けている場合を除き、本件公示日（2022年9月15日）時点において以下、(1)～(11)に示す応募資格要件を全て満たすことが必要です。JICAとの契約締結前及び当該契約の履行期間中にこれらの応募資格要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本支援事業への応募をご遠慮ください。また、契約締結前に応募資格要件を満たさなくなった場合は、契約締結できませんので、その旨を申し出てください。応募資格要件の欠如・喪失は、契約締結後の契約解除事由に該当する場合がありますので、具体的な対応は個別にJICAが判断します。

加えて、残念ながら、本支援事業（前身の中小企業海外展開支援事業及び普及・実証・ビジネス化事業を含む）において、採択企業がJICAに対して、証憑偽造、支払額と領収書額の不一致、過大請求等の「不正又は不誠実な行為」を行い、返金や係争、JICAの措置対象等に至る事案も発生しています。提案法人において、かかる行為を発生させないための相互牽制とコンプライアンス遵守体制も強く求められます。

海外ビジネスでは、外貨取扱いや輸出入手続きに加え、適用される法体系（税務・労務他）や商習慣も国内ビジネスと異なるところ、将来に向けて海外展開を志向する提案法人においては、コンプライアンス遵守体制と相互牽制機能をもつ経理処理体制は、本支援事業への応募にあたり備えていただきたい基礎的な要件となります。

(1) 応募区分と対象となる法人区分が合致していること。

事業区分	法人区分 (参考資料「法人区分選択チャート」もご参照ください。)
ニーズ確認調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業<sup>1</sup></li><li>・ 中小企業団体<sup>2</sup></li><li>・ 中堅企業</li><li>・ その他本邦登記法人<sup>3</sup></li></ul> (※ただし、みなし大企業及び大企業は除く)
ビジネス化実証事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業</li><li>・ 中小企業団体</li><li>・ 中堅企業</li><li>・ みなし大企業</li></ul>

1 中小企業（中小企業基本法 第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する企業。ただし、みなし大企業を除く）

2 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合

3 社団法人、学校法人、財団法人、NGO、NPO等

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業</li> <li>・その他本邦登記法人</li> </ul>
--	--

(2) 次の財務 3 要件のいずれにも該当しないこと。なお過去 3 年間に組織再編があった場合には、当該組織再編がない場合でも次の財務 3 要件に該当しないことを示せること。

① 当期純利益が過去 3 期連続マイナス

※当期純利益が直近の過去 3 期連続で赤字であることを指します。

② 直近の貸借対照表で債務超過

③ 直近の年商の 3 年平均が 2,000 万円を下回ること（ニーズ確認調査）／3,000 万円を下回ること（ビジネス化実証事業）

ただし、スタートアップ企業（※）に該当する場合は、上記財務 3 要件の①及び③を免除します。

※「スタートアップ企業」とは、①創業 10 年程度以下（組織再編がある場合は応募する事業を含む会社の創業を基準とする）、②未上場、③革新的な事業活動を行っている JICA が客観的・合理的に判断することという 3 要件を満たすものとします。

(3) 提案製品・サービスに販売実績<sup>4</sup>があること

提案法人が所有していない製品/サービスを含むことは可能ですが、提案法人が介入することの強み・付加価値があることが前提となります。

次に、スタートアップ企業に該当する場合は、以下のとおりとします。

① ニーズ確認調査：提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績がある、又は提案製品・サービスの実証段階を終えていれば可。この場合、企画書において当該販売実績及び実証結果について記載すること。実証結果について JICA から求めがあれば詳細な資料を提出すること。

② ビジネス化実証事業：提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績があれば可。なお、共同企業体の構成員となる中小企業がスタートアップ企業に該当すると判断され、且つ同スタートアップ企業の提案製品・サービスが主な提案となる場合は、「提案製品・サービスの販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績があれば可」とする。

(4) 法人設立後、募集締切日までに 1 年以上経過していること

ただし、ビジネス化実証事業にて大企業を代表法人として中小企業（みなし大企業を含む）とともに共同企業体を構成して応募する場合、共同企業体の構成員となる中小企

<sup>4</sup> 販売実績とは、製品/サービス提供の結果、金銭授受が発生した事実をもって販売実績とみなします。ただし、提案企業と資本関係のある企業への販売及び実証を目的としたものは実績として認めません。

業は、法人設立後、募集締切日までに1年以上経過していない者も応募資格を認めます。

(5) 外国会社等に該当しないこと

①会社法上の外国会社、②発行済株式若しくは議決権の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、③親会社に外国会社を持つ場合、当該外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める企業のいずれにも該当しないこと

(6) 直近で、法人税、消費税及び地方消費税、源泉徴収した所得税及び住民税に未納がないこと。

(7) 以下のいずれにも該当しないこと

①支払停止、又は支払不能の状態にある者、②破産申立、会社更正手続開始の申立、特別清算開始の申立、又は民事再生手続開始の申立がある者、③清算中である者。

(8) JICA から「独立行政法人国際協力機構契約競争応募資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争応募資格停止措置（以下「措置」といいます。）を受けていないこと。

上記の措置を受けている者からの応募については、以下のとおり取り扱います。なお、外部要員（以下3.(3)を参照）の所属先が措置を受けている場合を含みます。

- ① 応募書類の提出時に措置期間中の場合又は応募書類提出後採択通知以前に措置期間が始まる場合は、当該応募を無効とし、不採択とします。
- ② 措置期間以前に、採択通知されている場合は、契約手続きを進めますが、措置の対象となった不正行為の内容により、採択取消しを行う場合もあります。
- ③ 本支援事業（前身の中小企業海外展開支援事業等を含む。以下本(9)において同じ。）で措置を受け、本件公示日の時点で当該措置期間終了後3年を経過していない提案法人による企画書の審査において、採点結果（100点満点）から15点を減じます。また、本支援事業で措置を受け、当該措置期間終了後3年を経過していない法人又は個人を、外部要員、又は随意契約の相手方（現地再委託契約の相手方や現地傭人）とする提案を含む企画書も同様の取扱いとします。  
なお、特例として2019年末までに措置期間が終了している場合は、上記減点措置の対象外とします。
- ④ 措置対象者の確認が必要な方は、JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 ([sdg\\_sme@jica.go.jp](mailto:sdg_sme@jica.go.jp)) までご照会ください。

- (9) 提案法人及び外部要員の所属先（以下本項において「提案法人等」といいます。）が、企画書提出時点及び本支援事業に係る契約履行満了までの将来においても、以下の事由のいずれにも該当することはないこと。
- ① 提案法人等の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」といいます。）である。
  - ② 提案法人等の役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる。
  - ③ 反社会的勢力が提案法人等の経営に実質的に関与している。
  - ④ 提案法人等又は提案法人等の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以て、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - ⑤ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - ⑥ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - ⑦ 提案法人等又は提案法人等の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ⑧ その他提案法人等が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったことがある。
- (10) 応募書類の提出時又は採択通知時において、JICA との間に履行義務があるにもかかわらず未履行の債務（契約上の義務を含みますがそれに限られません）を負っていないこと。
- (11) 過去 3 年間に於いて、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」の応募及び契約において、契約不履行、契約解除、提案法人側の事由に起因する JICA による採択取消し又は提案法人の申出による辞退等を行っていないこと（やむを得ない事情がある場合を除き、契約解除、採択取消又は辞退をした日を起算日とします）。

## 2. 本支援事業の対象外となる応募

以下に該当する場合は、本支援事業の対象外となり、不採択となりますのでご注意ください。

### 【全提案法人共通】

#### (1) 不備応募

必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載がある応募。

本件公示日（2022年9月15日）時点での情報を記入してください。例えば、公示日時点で、調査従事予定者と提案法人の間で有効な雇用契約又は業務委託契約関係がなく、契約予定者（内定者等、公示時点で雇用契約書又は業務委託契約を締結していない者を含む）でしかない者を、JICAとの契約締結までに雇用又は業務委託するという条件の下、雇用又は業務委託契約関係があるように企画書に記載した場合は、当該記載は虚偽とみなします（外部要員とその所属先との間での契約予定について、雇用又は業務委託関係があるとの記載があった場合も同様とします。）。

#### (2) 本支援事業の複数・重複応募

「同様の内容」のご提案について、普及・実証・ビジネス化事業とビジネス化実証事業との併願は可能ですが、その他のスキームとの併願は出来ません。

大企業及びみなし大企業は、「異なる内容」の提案の場合、「ビジネス化実証事業」を異なる内容で複数応募することは可能ですが、右以外の中小企業等は、「異なる内容」の提案であっても、複数応募することはできません。

また、共同企業体の構成員が同じで代表法人のみを替えた提案、又は提案法人と外部要員を入れ替えた提案であることが確認された場合等も重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします。

「同様の内容」の定義は、「同一企業、同一国、かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」とします。

#### (3) 他機関事業との重複応募

提案法人（共同企業体の場合は代表法人）が他機関・団体から受けている補助金等と同一国かつ同様の内容を重複して提案すること（ただし、支援内容等が客観的に違うことが説明できるとJICAが認める場合には、本支援事業の対象となることがあります）。

#### (4) 法令に違反し又は環境社会に重大で望ましくない影響を及ぼす可能性のある応募

本支援事業において計画する活動の実施に伴い、日本国又は対象国における法令に違反し、または環境・社会に重大で望ましくない影響を及ぼす可能性がある提案を含む応募。（ビジネス化実証事業については、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「環境社会配慮ガイドライン」といいます。）に定

めるカテゴリ A に相当する提案を一律に環境社会に重大で望ましくない影響を及ぼす可能性のある提案とみなします。カテゴリ A に相当する提案の例示は環境社会配慮ガイドライン別紙 3 をご確認ください。)

※本支援事業では、原則として環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと考えられる提案のみを対象とします。環境社会への望ましくない影響が最小限であると判断するにあたって、以下①から③までの要件をすべて満たすことが目安となります。

- ① 実際の製品・サービスを用いたソリューション検証等、本支援事業の一部として実施される活動による、環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないこと。
- ② 新規の用地取得、非正規住民を含む非自発的住民移転、経済的移転を伴わないこと。
- ③ 本支援事業の一部として実施される活動が、環境社会配慮ガイドライン別紙 3 に例示される「影響を受けやすい地域」で行われないこと。

#### 【採択実績のある提案法人のみ】

#### (5) 検討プロセスを遡る同一国同一内容での重複応募

JICA は、本支援事業を含む支援事業として、海外へのビジネス展開にあたっての情報収集段階からビジネス化にむけた必要な検討プロセス毎に、様々な支援を提供しています。そのため、その検討プロセス毎に想定された支援を遡るパターンや重複するパターンでは、JICA の事業に応募することはできません。

##### <応募可能なパターン>

- ① 採択された「ニーズ確認調査」実施後の、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」への応募
- ② 採択された旧「基礎調査」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」への応募
- ③ 採択された旧「案件化調査」実施後の、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」への応募

##### <応募ができないパターン>

- ① 採択された「ビジネス化実証事業」実施後の、「ニーズ確認調査」、「普及・実証・ビジネス化事業」への応募
- ② 採択された旧「案件化調査」実施後の、「ニーズ確認調査」への応募
- ③ 採択された「普及・実証・ビジネス化事業」実施後の、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」への応募

#### (6) 実施中案件との契約期間重複

本支援事業を実施中の法人（共同企業体の場合は構成員を含む）による応募自体は可能です。ただし、新たに本支援事業に採択された場合は、実施中案件の契約期間終了後でなければ、原則として新規の契約締結ができません（ただし、両事業の対象国が異なる場合や提案製品・技術が異なる等、両事業に連続性がないと認められる場合は、この限りではありません）。

### 3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件

#### (1) 共同企業体

上記第31.の応募資格要件を満たす法人複数の共同企業体による応募を認めます。共同企業体を構成する場合は、構成員の中から代表法人を指定するとともに、その各構成員は、所属する者のうち必ず1名以上を、調査に従事する者（以下「調査従事者」といいます。）として、本調査に参加させることとします。

#### (2) 調査主任者

提案法人（共同企業体の場合は代表法人）に所属する調査従事者から調査主任者を指定ください。

#### (3) 外部要員

提案法人が本調査の実施に際して活用したい提案法人外の要員（提案法人が独自に契約しているコンサルタントや企業と協力関係にある自治体等の外部要員をいう。本募集要項で「外部要員」といいます。）がある場合、企画書に提案法人が必要とする外部要員として記載し、その必要性が認められれば、当該提案法人の支援上限額の範囲内で、当該外部要員の旅費や現地活動に要する経費を活動支援（費用負担）に含めることが可能です。ただし、その他の人件費や間接経費等は本支援事業の対象外ですので、当該外部要員に要するこれら経費については、提案法人の負担となります。採択以降に外部要員を追加する必要がある場合は、JICA コンサルタントとの役割分担等も踏まえつつ、個別に必要性を確認し、JICA が追加可否を判断します。

#### 4. 事業期間並びに JICA から提供できる助言及び調査支援に関する条件等

事業区分別の事業期間、JICA から採択企業への支援内容及び条件等は、下表のとおりです。調査期間は、下記を目安として、採択後に、採択企業、JICA 及び JICA コンサルタントの三者で協議のうえ決定しますが、その終期は、2025 年 3 月 31 日までの範囲で設定します。

事業区分	調査期間	JICA から採択企業への支援内容
ニーズ確認調査	8 か月間程度	<p>① コンサルティング支援：JICA コンサルタント（4 人月程度）を通じたビジネスコンセプトのブラッシュアップ、調査設計、基礎情報収集（複数国の提案も可）、現地調査同行、ニーズ検証、ソリューション検証、製品・サービス概要設定、初期ビジネスプラン策定、開発インパクト発現に向けたロジックモデル検討への支援・助言・オプションの提示（ただし JICA コンサルタントは、上記サービスを通じ、提案法人への支援・助言・オプション提示を行いますが、成果物作成等の代行作業は行いません）。</p> <p>② 活動支援（費用負担）内容： 本ニーズ確認調査の実施に必要と認められる活動につき、上限 1,000 万円の範囲で、以下の費用を、JICA が負担し、JICA コンサルタントにより支出。 ・旅費（航空券、日当、宿泊）※1 ・一般業務費 ・再委託費</p> <p>③ 地域金融機関連携案件は、当該上限の枠外で、地域金融機関の人材の旅費負担が可能。地域金融機関連携案件の取扱いは、下記※2 のとおり。</p>
ビジネス化実証事業	16 か月間程度	<p>① コンサルティング支援：JICA コンサルタント（8 人月程度）を通じたビジネスコンセプトのブラッシュアップ、調査設計、基礎情報収集、現地調査同行、ニーズ検証、ソリューション検証、製品・サービス概要設定、初期ビジネスプラン策定、ソリューション検証（2 回）、ビジネスモデル構築、受容性検証・収益性検証、ビジネスプラン改訂、開発インパクト発現に向けたロジックモデル検討への支援・助言・オプションの提示（ただし JICA コンサルタントは、上記サービスを通じ、提案法人への支援・助言・オプション提示を行いますが、成果物作成等の代行作業は行いません）。</p>

	<p>② 活動支援（費用負担）内容： 本ビジネス化実証事業の実施に必要と認められる活動につき、上限 2,000 万円の範囲で、以下の費用を、JICA が負担し、JICA コンサルタントにより支出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費（航空券、日当、宿泊）※1</li> <li>・ 一般業務費</li> <li>・ 機材輸送費</li> <li>・ 再委託費</li> <li>・ 本邦受入活動費</li> </ul> <p>③ 地域金融機関連携案件の取り扱いについては上記ニーズ確認調査と同様。</p>
--	--

※1：JICA コンサルタント分の旅費は上限金額（ニーズ確認調査 1,000 万円、ビジネス化実証事業 2,000 万円）に含まれません。

※2 地域金融機関連携案件

目的	提案法人と地域金融機関（注）が連携して海外展開を検討・調査することで、開発途上国の課題を解決する SDGs ビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とするもの。
対象分野	限定なし
条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案法人と取引のある地域金融機関に所属する人材が参画する提案。</li> <li>・ 地域金融機関が共同企業体の構成員となる場合には、地域金融機関を除く共同企業体の各構成員が当該事業の応募資格要件を満たす必要があります。</li> <li>・ 調査従事者が担う役割とその目的を明確にしてください。</li> </ul>
支援内容	地域金融機関所属の調査従事者による移動の航空券等（本調査の実施に必要なであると提案法人が申請し、JICA が承認したものに限り。）
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「応募フォーム」にて、本支援事業提案用に特別に記入する事項があります。</li> <li>・ 提案が地域金融機関連携に該当する場合は、審査において加点対象となります。</li> </ul>

（注）対象となる地域金融機関：地方銀行（全国地方銀行協会加盟行）、第二地方銀行（第二地方銀行協会加盟行）、信用金庫、信用組合

## 5. 応募勸奨分野・課題

今回の募集では、特に以下①～⑩の応募を勸奨します。

（これらの応募勸奨分野に合致するご提案は積極的に評価します。）

- ① 2022 年開催の第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）を踏まえたアフリカ（北アフリカを含む）各国を対象とした提案

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/>

- ② デジタルトランスフォーメーション（DX）（デジタル技術やデータに基づく価値創出による課題解決の飛躍的な実現）に資する提案
- ③ 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの達成に資する日本企業の優れた先端技術の開発途上国での活用に資する提案  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai42/gijiyousi.pdf>
- ④ 中南米日系社会連携分野を対象とした提案  
 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（官邸）：223頁参照  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ps2020.pdf>
- ⑤ 外国人材の日本への還流に資する提案（開発途上国での人材育成や活用への具体的な取組が含まれることが必要）  
 「経済財政運営と改革の基本方針2020について」34頁参照  
[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/2020\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2020/2020_basicpolicies_ja.pdf)
- ⑥ 海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪・ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に資する提案  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23\\_002892.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page23_002892.html)
- ⑦ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策に資する提案（医療分野のみならず、例えば教育や物流等、対象国における様々な経済・社会的影響を緩和・解決する技術・製品・サービス等を活用した提案を含む）
- ⑧ 民間企業の製品・技術の活用が期待される課題  
 JICAが期待する「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」を以下に掲載していますので、企画書作成の際にご参照ください（対象分野と地域毎に「分野課題一覧検索ページ」にて全360件の課題シートの検索が可能です）。  
[https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/case/reference/subjects/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html)
- ⑨ グローバル・アジェンダにおける民間連携重点事項（別添資料6をご覧ください）  
 参考リンク：[JICA グローバル・アジェンダ 開発途上国の課題に取り組む20の事業構想 | Towards a resilient, inclusive, and prosperous Africa | 国際協力機構](#)
- ⑩ ジェンダー平等達成への貢献、女性・女児のエンパワメントに資する提案（女性・女児が抱える課題を緩和/解決する技術・製品・サービス、女性の雇用創出・技術者としての育成、女性事業主との取引を想定した提案など）

#### 【応募参考情報】

- 国別開発協力量針：  
 外務省では、ODA対象国ごとに国別開発協力量針を定めています。応募に際しては、国別開発協力量針に定める当該国への重点分野との整合性があることを確認ください。

国別開発協力方針については、以下をご覧ください。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html)

- 各国における取組：

JICAの各国における取組について、以下を参照ください。

<https://www.jica.go.jp/regions/index.html>

## 6. 応募書類

応募書類の構成は、下表のとおりです。応募書類は、全て電子データでご提出ください。応募書類の作成、提出に係る費用について JICA は負担しません。

企画書等提出された応募書類は、募集要項、同添付資料、関連する JICA ウェブサイト掲載情報等を完全に理解・同意の上、作成、提出されているものとします。提出された企画書及び資料等の応募書類は返却いたしません。JICA で一定期間保管後処分します。

応募書類は、本支援事業の審査目的にのみ使用します。応募書類に含まれる個人情報等は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等に従い、適切に管理し、取り扱います。ただし、応募書類と同時に提出いただく連絡先については、採択時、JICA との契約期間中又は終了後も、採択結果通知その他本支援事業に係る連絡、及び本支援事業に関するアンケート等へのご協力を依頼する際に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

	応募書類・様式	書類詳細・形式	備考
□	様式1 同意書	PDF形式	共同企業体を構成する場合は、全ての構成員についての様式1の提出をもって確認します。
□	様式2 企画書	Excel形式	記載要領は、様式2「企画書」を参照ください。分量等につき、様式2に記載される指示を順守の上、補足資料の添付はご遠慮ください。
□	様式2 企画書別紙9 コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制	Excel形式	提案法人内におけるコンプライアンス（法令遵守）及び経理処理にかかる内部規程及びその体制を記載ください。 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員について提出が必要です。
□	様式2 企画書別紙10 利益相反チェックリスト	Excel形式	第3募集内容 7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告を行っていただくための書類です。

□	様式2 企画書別紙11 環境社会配慮スクリー ニング様式	Excel形式	ビジネス化実証事業への応募者のみ提出が 必要です。ニーズ確認調査への応募者は提出不 要です。
□	財務諸表 直近3期分 (1期一年とする) 提案法人所定様式	Excel又はPDF形式 ニーズ確認調査は、貸借 対照表、損益計算書。 ビジネス化実証事業は、 貸借対照表、損益計算 書、キャッシュフロー計 算書。	共同企業体を構成する場合は、全ての構成員 について提出が必要です。 ※設立後3期経過していない場合は、確定し ているもの全てを提出ください。 ※企業名が記入された直近3か年の(連結で はなく単体の)貸借対照表と損益計算書を提 出ください。 ※直近3年以内に合併、会社分割等の組織再 編がある場合は、組織再編前の財務諸表を全 て提出してください。
□	登記事項証明書(写)	PDF形式 法務局にて発行の「現在 事項全部証明書」 発行日が公示日より3カ 月以内のもの	共同企業体を構成する場合は、全ての構成員 について提出が必要です(「履歴事項全部証 明書」での提出も可能です。ただし、ウェブ サイト上の提出のためファイルサイズの上 限(10MB)あり)。 ※直近3年以内に合併、会社分割等の組織再 編により法人格の消滅がある場合は、閉鎖事 項証明書も提出してください。
□	納税証明書(その3の 3)	PDF形式 税務署にて取得可能 発行日が公示日より3カ 月以内のもの	納税証明書(その3の3)をご提出くださ い。(納税証明データシートでの提出も可能 です。) 共同企業体を構成する場合は、全ての構成員 について提出が必要です。 ※市区町村発行の「法人事業税」等の納税証 明書、納税時の領収書、納税証明書(その 1)や(その3)等では受付できません。
□	様式3 金融機関確認 書 (提出任意)	PDF形式	3年以上取引関係にある金融機関から本支援 事業への応募及びその後の海外ビジネス展開 について確認を得ている旨の書面提出がある 場合、審査に際して評価に加味します。 なお、本募集要項第3の4に記載の「地域 金融機関連携案件」については、本確認書の 提出とは趣旨が異なりますのでご注意ください。 また、地域金融機関連携案件であって も、審査結果への加味を希望される場合は 「金融機関確認書」を別途ご提出いただく 必要があります。
□	中小企業団体の設立許 認可書等(中小企業団 体のみ提出)	PDF形式	当該法人が応募資格要件に当てはまる中小企 業団体であることを示す、所管行政庁が交付 する設立認可書の写し等を提出ください。

<p>ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定書 (提出任意。※共同企業体の場合は、代表提案法人のみ。)</p>	<p>PDF形式(認定書が複数の場合は、スキャン等にて、PDF形式で1ファイルに保存してください。)</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス<sup>5</sup>等の実現に向けた取組を推進するため、以下の書面提出がある場合、審査に際して加点します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」</li> <li>・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」</li> </ul>
---	--	---

## 7. JICA コンサルタントとの利益相反に係る申告

JICA コンサルタントは、業務の一環で、JICA のために提案法人から提出された調査企画内容の分析を行います。次の 3 つのいずれかの場合には、同業務を行いません。そのため、応募時に、提案法人(共同企業体の場合の全構成員及び第 33.(3)の外部要員を含む。)が、以下のいずれかに該当する場合は、必ず申告してください。なお、該当するにもかかわらず申告しなかった場合には、申告しなかったことに故意、過失があったか否かにかかわらず、応募書類に虚偽の記載があるとみなします。また、下記の「本調査のコンサルタント業務を行う受注者」に該当するか否かは、法人単位で判断しますので、本受注者の同一企業グループに属する別法人からサービスの提供を有償で受けている場合(例: 会計監査人業務)は、以下(3)には該当しません。

- (1) 提案法人が、JICA コンサルタント本人である場合。
- (2) 提案法人が、JICA コンサルタントと資本関係がある又は役員兼務のある企業である場合。
- (3) 提案法人が、JICA コンサルタント(JICA コンサルタント要員個人を含む。)から、①本支援事業への応募に関して採択されることを目的として助言や支援(本支援事業に先立つ前身事業への参画又は 2019 年 9 月 1 日以降に有償で行った助言や支援)を受けた相手方であった場合、②本支援事業への応募とは関係ないが、公示日(2022 年 9 月 15 日)時点で、何らかの有償でのサービスの提供を受けている場合。

<sup>5</sup> 社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成 28 年 3 月 22 日付すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づく。

## 第4 経費について

### 1. 支援対象経費について

応募書類の作成を含む準備段階等、契約締結前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、調査期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担しません。調査期間中に JICA が採択企業に提供するのは、上記「第3の4.支援期間並びに JICA から提供できる助言及び調査支援に関する条件等」に記載の支援のみであり、これらにつき JICA コンサルタントを介して、基本的には現物支給します。これら以外の事業経費その他の経費は JICA は負担しません。

支援対象経費は、別添3 査支援対象費目をご参照ください。

本支援事業による支援には、次の各号に掲げる費用は含まれず、採択企業が自ら負担する必要があります。

- (1) 採択企業の人件費（本調査に係る外部要員に支払うものを含みます。）
- (2) 採択企業が申請し、JICA が承認して JICA コンサルタントが支給した現地渡航に要する支援につき、現地渡航日程等の確定後、採択企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた時点で JICA 側（コンサルタント）の旅費（航空券・宿泊費）のキャンセル料（又はキャンセル不可であった場合の当該実費）等の費用が発生した場合の当該費用相当額
- (3) 物品が必要である場合はその調達費用及び提案製品・サービスのカスタマイズ費用
- (4) 弁護士、会計士及び会社設立にかかる費用。ただし JICA コンサルタントによる採択企業に対する助言に含まれる場合はこの限りではありません。

### 2. 調査支援金額の内訳について

- (1) 採択企業による事業計画書（ビジネスプラン）及びビジネスを通じた課題解決の筋書き（ロジックモデル）の作成に際して必要となる調査・検証については、第5に記載の採択後の流れのとおり、JICA 及び JICA コンサルタントが業務実施の支援を行います。
- (2) 調査支援経費の用途についても支援開始後に金額の内訳等を確定させていくこととなりますが、採択企業による調査・検証の準備状況及び採択企業が想定する調査・検証内容の把握の観点から、別添3の調査支援対象費目を踏まえ、企画書別紙8を活用し、経費内訳を作成ください。

### 3. 経費処理の基本的な流れ

(1) 必要経費概算（ご応募時）

提案法人は、応募にあたって、本調査実施に必要な経費を積算の上、必要経費案を作成し、企画書とともに企画書別紙 8 にて JICA に提出します。

(2) 採択通知

(3) 調査設計と必要経費精緻化（契約締結後）

契約締結<sup>6</sup>後、採択企業は、JICA コンサルタントの支援を得ながら調査設計を行い、同調査計画に基づき、JICA コンサルタントが応募時に提案法人から提出された経費使途概算を更新・精緻化し、調査経費（案）を作成します。この調査経費（案）につき、採択企業、JICA、JICA コンサルタントにて確認を行い、協議書にて確定します。

(4) JICA コンサルタントから採択企業への現物支給（調査実施中）

上記（3）で確定した調査経費につき、JICA コンサルタントから採択企業に現物にて提供します（例：航空券）。

(5) 採択企業による JICA コンサルタントによる精算への協力（調査終了時）

上記（4）のとおり、JICA コンサルタントから採択企業への現物支給を原則としますので、採択企業が直接に経費を支出する想定はありませんが、例外的に採択企業が一時的に立て替えての支出が必要になる場合（例：自社の製品を現地に発送する輸送費、本邦受入活動にかかる経費等）、採択企業にて証憑書類を保管ください。JICA コンサルタントからは、該当の証憑書類に基づき必要経費を支払いますので、採択企業から JICA コンサルタントに対し領収書の発行も併せてお願い致します。

---

<sup>6</sup> 採択通知から一か月後を目途に、採択企業は JICA と契約を締結します。同契約は調査実施大枠について合意するもので、詳しい調査設計前のため、詳しい予算使途内訳は含みません（以後、提案企業は採択企業となります）。

## 第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項

ご応募前に必ずご確認ください。

本調査の実施に際しては、以下の諸条件にご留意ください。また、より詳細な説明を記載している別添資料7.「実施中の留意事項」も必ずご確認ください。

### 1. 契約締結

採択後、JICA と採択企業との間で、提出された企画書及び最新情報に基づいて、別添資料4「中小企業・SDGs ビジネス支援事業の実施に関する契約書契約書（サンプル）」（添付される契約約款及び仕様書を含みます。）にそって契約を締結する交渉を行い、合意に至った場合に、契約を締結します。また、契約交渉と並行して、予め提出された資料に基づいて環境社会審査を行います。環境影響が大きいと判断された場合は、環境社会配慮に係る追加資料のご提出を含むその他対応をお願いする場合があります。採択された場合でも契約締結が確約されるわけではありませんので、ご注意ください。調査内容・計画・体制等については、契約締結後に、JICA コンサルタントを含めて、より具体的に協議を行います。実施段階では以下「第5.2.関係者の役割」の役割分担に基づき、内容・体制等について具体的に協議を行い決定した上で、順次実行します。

### 2. 関係者の役割

#### (1) JICA の役割

JICA は、開発途上国の課題解決に貢献する採択企業のビジネスプランの策定支援を行います。具体的には、JICA コンサルタントを活用したビジネスアドバイザーの提供、調査実施のモニタリング、実施方法に係る助言を、また、必要に応じて JICA 自ら又は JICA コンサルタントを通じて適切なアポイント先の紹介、関連事業の情報提供等にかかる支援を行います。ビジネスアドバイザーには、コンセプト設計、調査設計、基礎情報収集、ニーズ検証、ソリューション検証、ビジネスモデル案作成、初期ビジネスプラン策定と改定、受容性検証・収益性検証のステージ毎に、採択企業の検討状況に応じた助言が含まれます。また、JICA は、JICA コンサルタントを通じて、開発インパクト発現に向けたロジックモデル検討やデータ収集に協力するとともに、調査実施に必要な航空券等の現物提供を行います。

なお、JICA コンサルタントは、JICA の代理人という位置づけになりますので、JICA の利益に相反する行為を行うことはできません。JICA コンサルタントが行うことのできる支援は、上記の範囲に限定されており、JICA コンサルタント単独での法律行為、事実行為の業務受託又は請負とみなされる行為、提案法人・採択企業の業務（本支援業務において採択企業が JICA に提出すべき成果物の作成に係る業務を含みます。）を代行する行為、その

他上記の範囲を超える行為等を承ることはできません。また、現地の状況や予算の制約等の理由により、JICAコンサルタントによる支援の一部（現地渡航への同行等）が制限されることがあります。

JICA 及び JICA コンサルタントは、可能な限り正確な情報及び有用な助言を提供するよう努めますが、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及び助言の有用性の確認及び本調査で JICA コンサルタントからの助言内容の採否は、採択企業が自らの責任と判断で行います。

本支援事業の応募から実施の過程で提案法人又は採択企業に生じた直接損害、間接損害については、本調査期間中又は当該期間終了後においても JICA 及び JICA コンサルタントは、一切責任を負わないものとします。

採択企業は、JICA コンサルタントの割り当てに関し、JICA や JICA コンサルタントに対して、異議や苦情を述べたり、変更を求めたりすることはできません。なお、本調査実施中の JICA コンサルタントに対する評価については第 5.12. をご参照ください。

## (2) 採択企業の役割

採択企業は、自社ビジネスの事業化に向けた準備及び実施を主体的に行います。具体的には、採択企業は、途上国における開発インパクト創出に資するビジネスの事業化（ニーズ確認調査又はビジネス化実証事業）に取り組みます。採択企業は、本調査における調査主任者を JICA に通知のうえ、JICA 及び JICA コンサルタントからの問い合わせ等に迅速に対応する体制を整えてください。

支援事業実施中は、本調査による海外展開の進捗及びその成果につき、JICA に対し報告するほか、下記成果物を JICA に対して提出するものとします。また、本調査期間中及び期間終了後一定期間、JICA が実施する海外ビジネスの継続状況及び開発インパクト測定を含むモニタリング調査に回答・協力するものとします。

### ① ニーズ確認調査

採択企業の実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>対象国（複数国の提案も可）、ターゲット顧客、顧客が直面する問題/ニーズ、提供価値の仮説構築</li><li>市場規模、競合動向、開発課題、規制、途上国政府機関の調達プロセス等の情報収集</li><li>顧客候補リスト作成、初期的なニーズ・ソリューション検証、製品/サービス概要設定（価格帯含む）</li></ul>
-----------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）の仮説構築</li> </ul>
<p>成果物 （採択企業から JICA への提出物）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期的な事業計画書 ターゲット顧客・ニーズ 製品/サービス概要 競合動向・競争優位性 自社戦略における本ニーズ確認調査の位置付け フィージビリティ（技術/運営/規制等の実現可能性） 市場規模・推移・想定ビジネス規模 将来的なビジネス展開、ロードマップ</li> <li>ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）（該当する SDGs 含む）</li> <li>成果物の一部を JICA が公表することについて、公表可能な範囲の特定</li> </ul>

## ② ビジネス化実証事業

応募前に、現地調査の実施、現地パートナー企業の決定、製品/サービスの価格設定の妥当性確認等が求められます。詳しくは、別添2の審査基準をご参照ください。

<p>採択企業の実施内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品/サービス概要設定（価格帯含む）の見直し、顧客体験の定義<sup>7</sup></li> <li>市場規模等の情報収集（「ニーズ確認調査」で実施する内容より詳細なもの）</li> <li>顧客候補リスト更新、ニーズ・ソリューション検証（「ニーズ確認調査」で実施する内容より詳細なもの）</li> <li>現地パートナー企業候補リスト作成、提携条件交渉</li> <li>（必要に応じて）ミニッツ締結</li> <li>受容性検証<sup>8</sup>、テストマーケティング等による収益性検証、運用改善</li> <li>ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）の仮説構築</li> </ul>
<p>成果物 （採択企業から JICA への提出物）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より精緻化された事業計画書 ターゲット顧客・ニーズ 製品/サービス概要</li> </ul>

<sup>7</sup> 製品・サービスの提供を通じて顧客が直面する問題がどのように解決されるかを明文化する活動を指します。

<sup>8</sup> 受容性検証は、ソリューション検証で得られたフィードバックをもとにさらに検討・構築したソリューションとしての製品・サービスの試作品等を用いて価格も含めて顧客にそれが受け入れられるかを検証する工程です。

	<p>競合動向・競争優位性          自社戦略における本ビジネス化実証事業の位置付け          フィージビリティ（技術・運営・規制等の実現可能性）          業界構造（サプライヤー・チャネル等）、ビジネスモデル（座組み・パートナーシップ・交換価値等）          市場規模・推移・想定ビジネス規模          販売・マーケティング計画・要員計画・収支計画、必要となる予算、撤退基準・リスク          将来的なビジネス展開、ロードマップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インパクト創出計画書              ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）（該当する SDGs 含む）、ループ図（社会課題が発生する構造的な要因や相互関係を表した循環図）、インパクト KPI（インパクトを計測する成果指標）</li> <li>成果物の一部を JICA が公表することについて、公表可能な範囲の特定</li> </ul>
--	--

### (3) 調査段階別で想定される関係者の役割

以下の各関係者の役割の内容は、本募集要項作成時点での想定であり、採択企業の準備状況・体制等により、不要な調査等を削除すること、調査の複数段階を統合して実施すること、JICA コンサルタントの業務と記載しているものを採択企業で実施することがあります。また、以下の項目の全てをこの順序で実施するものではなく、提案内容に応じ個別に決定します。

	採択企業	JICA コンサルタント	JICA
基本的考え方	方針・視点の提示 検証実施・示唆導出 検証結果作成	情報収集整理・分析 オプション提示 検証実施支援 検証結果分析支援 経費予算管理	方針・進捗確認 開発インパクト発現 に向けた検討協議 経費使用目途承認
<b>ビジネス化支援（準備段階）</b>			
コンセプトブラッシュアップ	・ビジネスコンセプト仮説・既往調査結果説明（含む追加データ等提供）	・ビジネスコンセプトの比較優位性、特徴、障害を分析 ・論点整理、議論を通じてブラッシュアップを支援	・ビジネスコンセプト確認

調査設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査のゴール・重点的に検証を行う項目（含む再委託調査項目）、検証方法（素案）、調査工程（素案）の提示</li> <li>・ 調査対象候補国が複数ある場合は対象国選定基準を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査のゴール、検証ポイント、検証順序・優先順位、検証上の必要情報を整理</li> <li>・ 調査のゴール（案）、検証方法（案）、調査工程（案）、調査経費内訳（素案）、工程別 JICA コンサルタントアドバイザー（素案）のオプションを提示。</li> </ul> <p>※本調査の予算上限を上回る場合は JICA・採択企業と協議し、検証項目を絞り込み改訂。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査のゴール（案）検証方法（案）、調査工程（案）、調査支援開始日・終了日、調査経費（素案）、工程別 JICA コンサルタントアドバイザー（素案）の確認</li> </ul>
<b>ビジネス化支援（実施段階）</b>			
基礎情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に把握済みの情報を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （対象国未確定の場合）机上調査にて基礎情報収集・整理、ビジネスコンセプトの合致度分析</li> <li>・ 適宜現地傭人を活用し、各種基礎情報を収集・分析・報告</li> <li>・ ターゲット顧客のセグメント検討、机上調査・分析、検証に向けた調査ポイント整理</li> </ul>	
ニーズ検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ（仮説）作成</li> <li>・ 面談先（素案）、質問票（素案）作成</li> <li>・ 再委託契約がある場合 TOR 案作成</li> <li>・ 主要面談実施（一部は傭人のみの面談もあり）</li> <li>・ 現地調査等検証を通じて得られた示唆を報告</li> <li>・ ニーズ検証結果報告</li> <li>・ （ニーズが確認されなか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニーズ（仮説）検証計画及び関連調査経費のオプション提示</li> <li>・ 調査経費内訳（案）作成</li> <li>・ 開発課題貢献可能性分析</li> <li>・ 面談先（案）、質問票（案）整理、現地調査計画（案）作成、面談アレンジ実施</li> <li>・ 再委託契約の締結・実施監理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発課題貢献可能性検討</li> <li>・ 面談先・潜在顧客に関する情報提供</li> <li>・ 調査経費内訳（案）確認・合意単価承認・再委託内容確認</li> </ul>

	<p>った場合) ニーズ (仮説) を再作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録取り纏め、ニーズ検証結果分析</li> <li>・(ニーズが確認されなかった場合)、仮説協議、検証計画再作成、経費計画見直しの上で、再度検証支援を実施。</li> </ul>	
ソリューション検証 (初期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソリューション (案) のオプション作成</li> <li>・ソリューション検証方法 (案) (現物プレゼン、動画等で価値を提示しつつ、潜在顧客の評価を測定) の提示</li> <li>・ソリューション検証に際して必要な経費項目の提示</li> <li>・再委託契約がある場合 TOR 案作成</li> <li>・現地調査計画 (案) 作成</li> <li>・面談・再委託等を通じて検証</li> <li>・現地調査等検証を通じて得られた示唆を報告</li> <li>・ソリューション検証結果報告</li> <li>・(ソリューションが合致しなかった場合) ソリューション (案) を再作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソリューション検証計画 (案) 及び関連調査経費オプション提示</li> <li>・調査経費内訳改訂</li> <li>・ソリューションの開発課題貢献可能性分析</li> <li>・検証支援</li> <li>・再委託契約の締結・実施監理</li> <li>・ソリューション検証結果分析支援</li> <li>・(ソリューションが合致しなかった場合)、ソリューション (案) 協議、検証計画再作成、経費計画見直しの上で、再度検証支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソリューション (案) による開発課題貢献可能性検討</li> <li>・面談先・潜在顧客に関する情報提供</li> <li>・調査経費内訳 (案) 確認・再委託内容確認</li> </ul>
商品・サービス概要設定・ビジネスモデル (案) 作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品・サービス概要設定</li> <li>・ビジネスモデル (案) 作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品・サービス概要見直し提案</li> <li>・ビジネスモデル (案) への助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発インパクト発現に向けたロジックモデル (案) 検討協議</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発インパクト発現に向けたロジックモデル（案）検討支援</li> </ul>	
初期ビジネスプラン策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期ビジネスプラン策定</li> <li>・ビジネス化困難な場合は理由を付しつつ、当初想定ビジネスモデル仮説、検証結果、実現困難と判断とした理由</li> <li>・開発インパクト発現に向けたロジックモデル（案）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期ビジネスプラン策定支援</li> <li>・ビジネス化困難とした場合、その内容の分析</li> <li>・調査経費活用実績報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果概要（含むロジックモデル（案））（公開版）公開</li> <li>・調査経費活用実績確認</li> </ul>
以下はビジネス化実証のみ			
ソリューション検証（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価値体験機会提供を含むソリューション検証方法（案）（含む本邦受入活動）の提示</li> <li>・ソリューション検証に際して必要な経費項目の提示</li> <li>・再委託契約がある場合 TOR 案作成</li> <li>・現地調査計画（案）作成</li> <li>・面談・再委託等を通じて検証</li> <li>・現地調査等検証を通じて得られた示唆を報告</li> <li>・ソリューション検証結果報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソリューション検証計画及び関連調査経費オプション提示</li> <li>・調査経費内訳改訂</li> <li>・ソリューション検証支援</li> <li>・再委託契約の締結・実施監理</li> <li>・ソリューション検証結果分析支援</li> <li>・社会課題発生要因分析・基礎情報収集、ループ図（社会課題が発生する構造的な要因や相互関係を表した循環図）検討支援</li> <li>・開発インパクト KPI（開発インパクトを計測する成果指標）検討支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ループ図、開発インパクト KPI 検討協議</li> <li>・調査経費内訳（案）確認・再委託内容確認</li> </ul>
ビジネスモデル構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスモデル（ビジネス開始に必要な現地パートナー、投資内容、人員体制を含む）（案）作成・改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスモデル（案）への助言、現地パートナー提携交渉支援、短期・中期コスト積算支援</li> <li>・ロジックモデル（案）改訂検討支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロジックモデル（案）改訂検討協議</li> </ul>

受容性検証・収益性検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託契約がある場合 TOR 案作成</li> <li>・受容性検証方針決定（テストマーケティングの要否・可否含め）</li> <li>・顧客手に提供する商品・サービスの準備</li> <li>・テストマーケティング実施、顧客インタビュー実施、結果とりまとめ</li> <li>・受容性・収益性検証結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テストマーケティングを行う場合、価格面の受容性検証（案）・関連調査経費オプション提示</li> <li>・調査経費内訳改訂</li> <li>・機材輸送・再委託契約等による検証支援</li> <li>・受容性検証結果分析</li> <li>・収益性分析</li> <li>・ロジックモデル（案）、ループ図（案）、開発インパクト KPI（案）改訂支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査経費内訳（案）確認・再委託内容確認</li> </ul>
ビジネスプラン改訂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスプラン改訂（受容性・収益性検証結果を反映し、販売・マーケティング計画、収支・予算計画、要員計画を含む。また、ビジネス立上げに向けて具体性の高いロードマップも含む）</li> <li>・ロジックモデル、ループ図、開発インパクト KPI</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジネスプラン改訂支援</li> <li>・調査経費活用実績報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果（含むロジックモデル）（公開版）公開</li> <li>・調査経費活用実績確認</li> </ul>

※環境社会への影響が大きいと判断される場合には、追加的な手続き（緩和策の実施、モニタリング等）をお願いする場合があります。

### 3. 採択後の提案内容の変更について

契約締結の段階で、対象国や提案ビジネス・製品・技術等の内容を、企画書に記載したものを大きく変更することはできません。

### 4. 採択取消し、契約解除

提案法人（採択企業）につき、以下のいずれかに該当した場合は、採択前であれば直ちに不採択とすること、採択後であれば採択を取消す又は契約交渉中止とすること、契約締結後であれば契約を解除することがあります。この場合において、JICA又はJICAコンサルタントは、不採択はもとより、採択取消若しくは契約交渉中止又は契約解除によって提案法人又は採択企業に生じた苦情、異議申し立ては受け付けず、かつ、これにより生じた損害には、損害賠償その他の一切の責任を負いません（別添資料4.「中小企業・SDGsビジネス支援事業の実施に関する契約書（サンプル）」（添付される契約約款及び仕様書を含みます。）もご確認ください）。

また、その契約解除の時点で、既に採択企業により調査が行われている場合は、期限を定めて、JICAがその業務実施のために支援した額に相当する額を返還いただくことがあります。また、採択企業に対して契約競争応募資格停止等の措置、今後の「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の応募資格の停止等の措置及び法的措置を講じる場合があります。

- 企画書、その他提出物及び申告の内容と異なる事実が認められたとき。なお、応募締切後は、書類の差替等はできず、採択前のヒアリングにおいて訂正や追加説明をすることも、認められない場合があるため、企画書の表現とその他提出物の選択につき、十分にご留意ください。
- 企画書、その他提出物において重要な事実や説明が省略され（その省略が意図的に行われたかどうかは問わない）、その結果、JICA が事実を誤認したとき。なお、提案法人（共同企業体の場合はいずれかの構成員）の財務状況、役員及び従業員の状況、技術・製品・ノウハウに関する効果、販売実績、顧客や第三者による評価、技術・製品・ノウハウの導入に際し障害となりうる事実（競合する技術・製品・ノウハウの有無、原材料の調達不安定さ、第三者の所有する知的財産権その他権利関係）などは重要な事実とみなされます。
- 提案法人（採択企業）が本募集要項「第 3 の 1.応募資格要件」に定める応募資格要件を満たしていないことが判明した若しくは満たさなくなったとき。
- 提案法人（採択企業）（共同企業体の場合はいずれかの構成員）が反社会的勢力であると判明したとき。
- 応募時に作成する同意書の同意事項に違反したとき。
- 締結する契約書に定める発注者の解除権に該当する事由が存するとき。
- 誓約書の誓約事項に反する事実が認められたとき。
- 本募集要項に違反したとき。
- JICA が提供した支援を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- 提案法人（採択企業）又はその役員若しくは従業員が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

採択又は契約締結後に、以下に挙げる事由により、本調査の実施が明らかに困難であると JICA が判断する事態が発生した場合には、採択取消又は契約締結後であれば契約を解除することがあります。

- 採択通知日から 3 か月以上の期間、契約交渉に実質的な進展がなく、契約締結に至らないとき。
- 採択企業が、事由の如何を問わず、本調査期間の終期までに、対象国におけるビジネス展開について、その目標の成果発現（ニーズ確認調査については、そのニーズ確認の有無、ビジネス化実証事業については、そのビジネス対象の輸出や、その拠点設立、継続的売上の確保の実現等の成果）の見込みがないと JICA が判断したとき。

- 採択企業が対象国におけるビジネス展開について応募時に設定していた一定の目標を達成したと JICA が判断したとき。
- 採択企業が JICA や JICA コンサルタントの助言又は指導を無視し、それらに反する行為を繰り返したとき、又はその疑いが生じたとき。
- 企画書での記載内容に比して、提案法人（共同企業体の場合は、いずれかの構成員）の財務状況が悪化する、予定していた融資が受けられない、予定していたキーパーソンの離脱等、提案法人（共同企業体の場合は、いずれかの構成員）の業務遂行能力が著しく低下し又は応募時の要件を満たさない状況に至ったとき。
- 企画書で提案した調査実施体制の変更により、本調査に係る提案法人による業務の遂行が困難になったとき。
- 採択企業の自己都合により、第 5 で規定される採択企業の役割を放棄したとき。
- 必要とする対象国政府関係機関の協力が得られない又は当該関係機関との信頼関係が大きく損なわれ、その改善が困難であるとき。
- その他、JICA や本支援事業の名称を不正利用する等、採択企業として不適切と JICA が判断したとき（例：JICA の名を使って特定企業への投資勧誘を行う行為）。
- ビジネス化実証事業において、環境や社会への望ましくない影響が生じる提案内容であるものの、契約締結までに負の影響を回避し、最小化し、軽減し、緩和しあるいは代償するために必要な方策が提示されないとき。なお、原則として本支援事業では環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどない提案内容のみを対象とします。

## 5. 成果品を含む事業により収集された情報の取り扱い

本調査の活動に付随する知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 採択企業が本調査の活動に関連して作成した実証結果を含む成果品（ビジネスプラン及びロジックモデル）の知的財産権は、採択企業に帰属します。ただし、その帰属に拠らず、本調査の有効期間終了後においても、実証結果を含む成果品の知的財産権は、JICA が無償で利用できることとします。
- (2) 採択企業は、特許権、著作権その他の知的財産権等の第三者の権利の対象となっている調査方法、資機材等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うとともに、その使用に要する費用を負担しなければならないものとします。
- (3) 本調査の成果及び調査結果は、適切に管理の上、JICA の事業活動の評価及び成果の発信、業務改善（これを目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）のために公表されることを原則とし、また本調査のフォローアップのために利用します。ただし、情報の公開可能範囲は、公開前に JICA が採択企業に相談し、採択企業から了解が得られない事項について JICA は公表しませんが、採択企業は、かか

る了解につき、不合理に留保しないことを約します。当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等のうち国若しくは地方の行政機関が指定する者（JICAの委託、請負先等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、統計的に処理した上で公表することがあります。

- (4) 本支援事業により途上国におけるビジネス展開を実現した事例について、JICAは、自ら又は他の支援機関を通じ、民間企業等に対し、当該事例に関する情報（事例に関する詳細のほか、採択企業の企業名、製品名、現地法人名称、ブランド名称等を含みますが、これに限られません。）の提供を行うことがあります。また、JICAは、採択企業に対し、JICAが実施又は関与するセミナー等を通じた成果普及・広報活動への協力を要請することがあります。ただし、特段の事情がない限り、採択企業の承諾を得ることを要します。
- (5) 採択企業は、本支援事業の採択によって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

## 6. 調査対象国関係機関との協議議事録の取り交わし

従来の制度では、普及・実証・ビジネス化事業で調達された機材の譲与、又は、本調査にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や本調査を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合において、調査対象国公的機関をカウンターパートとして、JICAとの契約締結前に調査対象国公的機関との協議議事録を必要としていました。

ニーズ確認調査及びビジネス化実証事業においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、公的機関をカウンターパートとして設定することは必須ではありません。個別の提案内容により必要となる場合は、締結相手方や、様式、時期は任意で、協議議事録を取り交わしていただくことが可能ですが、カウンターパートは公的機関に限定しないほか、必ずしも採択企業とJICAとの契約締結前に求めるものではありません。

ただし、調査上、協議議事録が必要な場合は、採択企業の責任において取り交わしをお願いします。公的機関との協議議事録が締結できていないという理由で、JICAとの契約期間を延長することはできません。

## 7. 新型コロナウイルス感染症流行下における渡航

渡航にあたっては、調査従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患する等、想定されるリスクを認識した上で、JICAが示す新型コロナウイルス感染症流行下における渡航再開に係る行動規範を順守いただくこととなります。

また、渡航対象となる調査従事者の健康管理、65 歳以上の高齢者の渡航に関する細心の注意、次項「8. 安全対策」の実施及び緊急移送サービス確保、JICA による避難帰国を命じる可能性について、一層の留意をお願いします。

## 8. 安全対策

JICA は、契約書約款第 11 条の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、採択企業（共同企業体の場合は全構成員）に対して国別の「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」、「安全対策マニュアル」及び注意喚起情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本支援事業の採択企業には、調査従事者を対象に JICA が主催する、渡航先に応じた安全対策研修を受講していただきます。採択企業は、安全対策研修を採択案件毎に受講する必要があります。詳しくはこちら（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）をご参照ください（なお、前述の外務省海外安全情報の危険情報で「レベル 3」「レベル 4」の国・地域は、「第 1 2. 本支援事業対象国」にも記載したとおり、本支援事業の対象国となりません）。

調査対象国又は地域の治安状況又は感染症の流行等により、採択後に安全対策に必要な経費（警備員傭上費用等）の計上が必要になることがあります。当該経費についても JICA による調査支援の上限金額内で行っていただく必要があります。

開発途上国では、様々な安全上のリスクが生じます。急病やケガ等への対応に、非常に高額な経費がかかる場合があります。これらの経費は、採択企業の負担となりますので、必ず、十分な補償内容の海外旅行保険（治療・救援費用が 5,000 万円以上を原則）に加入いただくか、これと同等の緊急医療搬送体制を構築するようお願いします（契約書付属書「仕様書第」第 8 条（安全対策措置）参照。なお、5,000 万円という金額は、これまでに発生した事例を踏まえて設定していますが、緊急時にかかる経費は、国・地域・状況によって異なります。）。

## 9. 不正行為の防止

### (1) 贈収賄

不正競争防止法は、経済協力開発機構（OECD）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしてしています。従って、提案法人は、下記ウェブサイト等で同法の規定内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与（一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む）及びそれと同等とみなされる行為を、絶対に行わないでください。

- 外国公務員贈賄防止（経済産業省ウェブサイト）  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/)
- 外国公務員贈賄防止指針（経済産業省ウェブサイト）  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/overviewofguidelines.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html)
- OECD 外国公務員贈賄防止条約の概要（外務省ウェブサイト）  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>

これらを踏まえ、提案法人は、事業の実施において、特に以下の点にご留意ください。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の商品や、日当・宿泊費として過大な金銭の提供又は著しく華美な接待等を行わないこと。
- ② 事業の実施における相手国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること（不正競争防止法第 18 条の運用についても上記の経済産業省のウェブサイトを参照）。
- ③ 併せて、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本邦受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

また、外務省及び JICA は、ODA 事業における不正事案の発生を受け、ODA 事業における不正腐敗事案の再発防止策を講じています。下記ウェブサイト等で外務省及び JICA の不正腐敗防止策を十分理解し、不正腐敗情報に接した場合は、JICA 又は外務省の不正腐敗情報相談窓口（※）に速やかに相談してください。

※JICA 不正腐敗情報相談窓口

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

※外務省（ODA）不正腐敗情報相談窓口

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

- JICA の再発防止策の更なる強化（JICA ウェブサイト）  
[https://www.jica.go.jp/about/corp\\_gov/leniency\\_program.html](https://www.jica.go.jp/about/corp_gov/leniency_program.html)
- 外務省の不正腐敗事案の再発防止策（外務省ウェブサイト）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f\\_boshi.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi.html)

JICA では、ODA 事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成しています。このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものですので、必ずご確認ください。

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス  
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

## (2) 提供する現物の不適切な使用

航空券等の現物の不適切な使用は行わないでください。

## (3) 契約締結時の誓約書

契約締結時には提案法人代表者が自筆したコンプライアンスに係る誓約書（別添資料 8. 契約時誓約書（サンプル））を提出いただきます。

## 10. 財務諸表及び納税証明書

JICA は、契約締結後に財務諸表及び納税証明書の提示を求めることがありますので、その場合には速やかに提示をお願いします。

## 11. 調査終了時のビジネスプラン発表

本調査完了時に、採択企業には JICA が主催する場で調査を踏まえたビジネスプランを発表いただきます。発表内容や視聴者については、JICA と採択企業で相談の上、決定します。

## 12. JICA コンサルタントに対する評価

JICA は、JICA コンサルタントによる採択企業への支援内容及び品質の妥当性を確認するため、採択企業に対して、JICA コンサルタントによる支援内容・品質にかかる評価の提出及び必要に応じてヒアリングを実施します。調査頻度は月次～隔月を想定していますので、協力をお願いします。

本支援事業への応募を以て、上記フィードバックの実施について同意いただいたものとします。なお、フィードバックシートの内容について、当該 JICA コンサルタント（及びその所属先）以外には共有・開示いたしません。

## 13. 採択企業の活動評価

JICA は本調査実施を通じて、採択企業の業務プロセス、業務姿勢（実施過程の主体性、立ち振る舞い）及び成果品の質を評価します。同活動評価結果は、以後に本支援事業へ応募された際の審査に考慮されますので、この点予めご了解ください。

## 14. 秘密の保持

採択企業は、本調査の実施の過程において、JICA 又は JICA コンサルタントから得た情報のうち秘密情報として明示された情報及び相手国政府又は企業等本支援事業の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に定める情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に採択企業が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に採択企業の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
- (5) 開示の前後を問わず、採択企業が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、JICA 又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

採択企業は、本契約の有効期間終了後、速やかに本調査により相手方から得た秘密情報を適切な方法により相手方に返却、消去、または破棄することを確認するものとします。

## 15. 個人情報保護

採択企業は、本調査に関して、JICA の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、以下「個人情報保護法」といいます。」 第二条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」といいます。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとします。

- (1) 採択企業は、次の各号に掲げる行為を遵守すること。ただし、あらかじめ JICA の承認を得た場合は、この限りでない。
  - イ) 保有個人情報について、改ざん又は本調査の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
  - ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 提案法人が前号に違反したときは、採択企業に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、採択企業内に周知すること。
- (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。提案法人は、JICA が定める個人情報保護に関する実施細則（平成 17 年細則(総)第 11 号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、JICA が認めるときを除き、これを行ってはならない。
- (5) JICA の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに JICA に報告し、その指示に従うこと。

## 16. その他

別添資料 7.「本調査実施中の留意事項」で、以下について記載していますので、必ずご確認ください。

- (1) 本調査実施中の提出物
- (2) 本調査実施中に生じた売上の取扱い
- (3) 渡航 2 週間前の渡航書類提出の順守
- (4) 機材輸送にかかる留意点（ニーズ確認調査は対象外）
- (5) 本邦受入活動のフロー（ニーズ確認調査は対象外）
- (6) 医療行為・治験等を伴う事業での留意点
- (7) 立替払精算について
- (8) 契約履行期間外に発生した経費について
- (9) 環境社会配慮
- (10) 情報セキュリティの管理
- (11) JICA 側補助運営業業者の配置
- (12) 広報への協力

以上